

富士市地区まちづくりセンター使用案内(自主グループ等向け)

令和7年7月

まちづくりセンター（以下『センター』という。）は、住みよい社会と豊かな生活づくりのために、地域の諸団体が活動する場であり、市民の皆さんのが集い、学ぶための身近な公共施設です。

富士市の地域団体や社会教育関係団体、また、市内在住、在勤又は在学の方が中心となって組織された団体（5人以上）が行事や集会、学習会などを行う場合に使用料を払わずセンターを使用できます。

企業など営利を図る目的の団体が直接的な営利や宣伝に当たらない活動で利用する場合は、「富士市地区まちづくりセンター使用案内（営利企業等向け）」をご覧ください。

使用申込については、富士市公共施設予約システム（以下『予約システム』という。）をご利用ください。

■ 各部屋の使用時間

午前	午前9時から正午まで
午後	午後1時から午後5時まで
夜間	午後6時から午後9時15分まで

※ 開館時間は午前8時30分から午後9時30分ですが、準備、点検等のため使用時間は午前9時から午後9時15分までとします。（午後9時15分には退館してください）

■ 休館日

第3日曜日
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
年末年始
市長が特に必要と認めた日

■ 使用料

使用料は部屋や時間帯ごとに異なります。使用料金額は6ページ「使用料一覧表」URL及び二次元コードをご覧いただかずか、使用するセンターにお問合せ下さい。

■ 使用料の減免を受けられる場合

一定の条件を満たす場合には、使用料の全額または半額の減免を受けることができます。

【減免が受けられる場合の例】

全額減免 (いずれかに該当)	・地域貢献性がある（ボランティア活動、地区文化祭への参加等）団体が使用する場合 ・公開性がある（会員を広く募集している）団体が使用する場合 ・市が育成・奨励をする団体（スポーツ少年団等）が使用する場合
半額減免	・上記以外の団体が使用する場合（営利団体や営利活動を行う場合を除く）

使用料や減免についての詳細は6ページ「まちづくりセンターの使用料について」URL及び二次元コードをご覧いただかずか、使用するセンターにお問合せ下さい。

■ 受付時間

予約システム	24時間いつでも受付可能（※）
窓口	平日：午前8時30分から午後5時まで

※システムメンテナンス等で、一時的にサービスを停止することがあります。サービス停止については、予約システムのトップページでお知らせします。

■ 使用承認制限及び変更について

センターの貸館について、市やセンターの事業及び地域の団体や地区の行事等を優先します。使用の申込後でも、センター等の急な事業や災害時には、使用日、時間、場所等の変更や、使用申込の取り消しをする場合もありますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

■ 利用回数制限について

より多くの団体に平等に利用いただくために、1か月あたりの利用回数制限をいたします。各センターで異なりますのでご確認ください。

■ 使用の取り消し（キャンセル）について

キャンセルをする場合は、速やかにセンターにご連絡ください。（電話でも可能です）

使用する日時や部屋を変更する場合は、変更前の予約をキャンセルし、変更後の内容で改めて申込をする必要があります。

※使用料支払い後はキャンセルによる返金はできません。また、使用料支払後はキャンセルした場合でも、使用したものとして月の利用回数に含まれます。

■ ご利用の流れ

1. 団体登録

施設をご利用の場合、事前に「富士市まちづくりセンター団体利用者登録申請書兼富士市まちづくりセンター使用料減免申請書」の提出が必要です。平日の午前8時30分から午後5時までの間にセンター窓口へご提出ください。

なお、団体登録は毎年度更新が必要です。有効期限は4月から翌年3月ですので、引き続きご利用の団体は更新のお手続きをしてください。なお、年度途中の登録内容の変更は当該年度に団体登録を更新したセンターにて承ります。

予約システムを利用する際のパスワードは各団体で管理してください。

また、18歳未満の方のみ（高校生含む）で組織された団体の場合は、保護者等に代表者となっていたとき、使用時には同伴してください。

2. 空き状況照会（団体登録不要）

予約システムで、使用したい施設や日時を指定して、各センターの空き状況を照会できます。

3. 抽選申込と通常申込

部屋の申込には使用団体を抽選で決定する「抽選申込」と、抽選時に予約が入らなかった空き部屋について先着順で使用団体を決定する「通常申込」があります。

抽選申込

期間	使用月の2か月前の1日から7日までの間（※ ¹ ）	
申込方法	① 予約システム ② 窓口	ポータルサイト（※ ² ）からログインして申込 使用するセンターの窓口に代理入力申込書を提出
抽選結果発表	使用月の2か月前の8日の午前7時00分	
抽選結果確認	① 予約システム ② 窓口	抽選結果を指定メールアドレスへ送信 抽選結果発表後（土日祝日の場合は翌平日）に使用するセンターに窓口や電話で確認

通常申込

期間	全額減免の場合は、使用月の2か月前の8日の午前7時00分から使用希望日の3日前まで（※ ¹ ） 半額減免の場合は、使用月の2か月前の8日午前7時00分から使用希望日の3日前(土日祝除く)午後5時00分まで	
申込方法	① 予約システム ② 窓口	空いている部屋を先着順で申込 空き状況を照会し、使用するセンターの窓口に代理入力申込書を提出

※¹ 土日祝日問わず固定となります。ただし、窓口の受付は、期間中の平日の午前8時30分から午後5時までです。（電話・FAX・e-mailは、受付できません。）

※² 予約システムのサイトURL及び二次元コードは5ページをご覧ください。

4. 使用料の支払い（全額減免の場合は使用料の支払いはありません）

使用料の支払いは、請求を受けた時から使用希望日の3日前（土日祝除く）までに使用希望するまちづくりセンターの窓口（平日午前8時30分～午後5時00分）にて、現金またはPayPayで使用料をお支払いください。使用料金額は6ページの使用料一覧表のURL及び二次元コードをご覧いただくか、使用するセンターにお問合せ下さい。

- 使用承認書は、全額減免での利用の場合は利用当日（利用日が土曜または日曜の場合は直前の平日）にダウンロード（交付）が可能になります。使用承認書は予約システムのマイページから各自でダウンロードしてください。ダウンロードができない場合は使用するセンターの窓口に申し出をし、窓口にてお受け取りください。半額減免又は減免なしでの利用の場合は使用料支払時に書面で交付します。使用承認書交付前に予約内容（申込に対する承認状況）の確認をしたい場合は、予約システムのマイページから予約状況を確認していただくか、使用するセンターの窓口に申し出でいただき、代替として使用承認申請書に受付印を押印したものをお受け取りください。

- 詳しい申込方法は、利用者用操作マニュアルをご覧ください。

■ 使用上の注意及び使用報告について

- ① 収容人員は、使用施設の定員を超えないでください。
- ② 承認を受けないで所定の場所以外で火気を使用しないでください。
- ③ 承認を受けないで壁・柱等に貼り紙・くぎ打ち等をしないでください。
- ④ 承認を受けないで物品を展示・販売又はこれに類する行為をしないでください。
- ⑤ 承認を受けた以外の部屋に立ち入り又は器具等の使用や移動をしないでください。
- ⑥ 騒音を発したり暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- ⑦ センター内の飲酒（アルコール類等）はしないでください。また、承認を受けた場所以外での飲食はしないでください。
- ⑧ 所定の場所以外での喫煙はしないでください。また、敷地内全面禁煙としているセンターもありますのでご確認ください。
- ⑨ 次に使用される方も気持ちよく使用できるよう、清掃と整理整頓は必ず行ってください。
- ⑩ 持ち込みにより出たごみは、各自お持ち帰りください。
- ⑪ 使用した設備や備品等は清掃して、必ず元の位置に戻してください。特に調理実習室は掲示してある注意事項を確認し、調理関係器具等は念入りに洗浄してください。
- ⑫ 調理室を利用の際は、スリッパ、ふきん・台ふきん、洗剤及び食器等洗浄用のスポンジ・たわしは各自用意してください。
- ⑬ 各自分が所有する備品についてはセンターに据置せず、持ち帰るようにしてください。
- ⑭ その他センター職員等の指示があった場合は、その指示に従ってください。
- ⑮ 使用後は受付窓口に備え付けの日報に必要事項を記載し、事務室へ提出してください。

■ センターの使用ができない場合

次のいずれかに該当するときは、センターの使用ができません。

- ① 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- ② 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- ③ センターの施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- ④ 営利を図る目的で使用するおそれがあると認めるとき。
- ⑤ 政治的又は宗教的活動に使用するおそれがあると認めるとき。
- ⑥ センターの管理上支障があると認めるとき。
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

■ その他

駐車場について	センターによって駐車台数に限りがあります。そのため、徒歩や自転車、公共交通機関のご利用や乗り合わせでお越しください。 また、使用する部屋について、駐車台数の目安を設定しておりますので参考としてください。ただし、使用できる駐車台数を保証するものではありません。駐車場が満車になりましたら、施設管理者の指導に従い、詰め込みや団体間で調整を行っていただくななど、ご配慮願います。
忘れ物について	1か月センターで保管します。なお、現金や高額な物品は警察に届け出します。
緊急連絡について	富士市内で台風や大雨等により、まちづくりセンターが防災拠点となる場合、センターのご利用ができません。その場合、利用中止のお知らせを「団体利用者登録申請書」の指定電子メールアドレスへ送信しますので、団員の皆様へご伝達ください。
使用料の返金について	使用料支払い後は返金できません。ただし、まちづくりセンターが防災拠点になる場合や選挙の投票会場となる場合等、施設側の都合により使用できなくなった場合は返金いたします。

■ 関連リンク集

1. 富士市公共施設予約システム

<URL>

予約システム	https://k3.p-kashikan.jp/fuji-city/index.php
--------	---

<二次元コード>



操作マニュアル



- アドレス又はドメイン設定（受信拒否設定）をされている方へお願い

予約システムから、抽選結果や予約取り消し通知等について指定のメールアドレスへ送信します。また、まちづくりセンターからもメールを送信する場合があります。セキュリティ設定や迷惑メール対策等でメールが正しく届かないことがないよう、お手数をおかけいたしますが、下記アドレス及びドメインのメールを受信できるよう設定をお願いいたします。

fujicity_kashikan@ex.city.fuji.shizuoka.jp

@div.city.fuji.shizuoka.jp

まちづくりセンター使用料について

<URL>

まちづくりセンターの 使用料について	https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1015050000/p001104.html
-----------------------	---

<二次元コード>

まちづくりセンターの使用料について

使用料一覧表

使用料一覧表（半額減免）



3. まちづくりセンターのメールアドレス

センターからのお知らせは、こちらのメールアドレスから送信します。また、センターへ連絡などを送信したい場合も、こちらのメールアドレスをお使いください。

1.	吉原まちづくりセンター	c-yoshihara@div.city.fuji.shizuoka.jp
2.	伝法まちづくりセンター	c-denbou@div.city.fuji.shizuoka.jp
3.	今泉まちづくりセンター	c-imaiumi@div.city.fuji.shizuoka.jp
4.	青葉台まちづくりセンター	c-aobadai@div.city.fuji.shizuoka.jp
5.	吉永まちづくりセンター	c-yoshinaga@div.city.fuji.shizuoka.jp
6.	元吉原まちづくりセンター	c-motoyoshihara@div.city.fuji.shizuoka.jp
7.	須津まちづくりセンター	c-sudo@div.city.fuji.shizuoka.jp
8.	浮島まちづくりセンター	c-ukishima@div.city.fuji.shizuoka.jp
9.	原田まちづくりセンター	c-harada@div.city.fuji.shizuoka.jp
10.	富士見台まちづくりセンター	c-fujimidai@div.city.fuji.shizuoka.jp
11.	神戸まちづくりセンター	c-goudo@div.city.fuji.shizuoka.jp
12.	吉永北まちづくりセンター	c-yoshinagakita@div.city.fuji.shizuoka.jp
13.	大淵まちづくりセンター	c-oobuchi@div.city.fuji.shizuoka.jp
14.	富士駅北まちづくりセンター	c-fujiekikita@div.city.fuji.shizuoka.jp
15.	富士北まちづくりセンター	c-fujikita@div.city.fuji.shizuoka.jp
16.	富士駅南まちづくりセンター	c-fujiekinan@div.city.fuji.shizuoka.jp
17.	田子浦まちづくりセンター	c-tagoura@div.city.fuji.shizuoka.jp
18.	富士南まちづくりセンター	c-fujiminami@div.city.fuji.shizuoka.jp
19.	岩松まちづくりセンター	c-iwamatu@div.city.fuji.shizuoka.jp
20.	岩松北まちづくりセンター	c-iwamatukita@div.city.fuji.shizuoka.jp
21.	富士川まちづくりセンター	c-fujikawa@div.city.fuji.shizuoka.jp
22.	松野まちづくりセンター	c-matsuno@div.city.fuji.shizuoka.jp
23.	鷹岡まちづくりセンター	c-takaoka@div.city.fuji.shizuoka.jp
24.	広見まちづくりセンター	c-hiromi@div.city.fuji.shizuoka.jp
25.	天間まちづくりセンター	c-tenma@div.city.fuji.shizuoka.jp
26.	丘まちづくりセンター	c-oka@div.city.fuji.shizuoka.jp